

二宮町交通バリアフリー基本構想策定協議会 第1回議事録

日時：平成18年8月9日（水）午後1時30分から午後3時00分

場所：二宮町社会福祉センター 2Aクラブ室

出席者：青柳 裕 委員・飯田 静男 委員・大塩 量平 委員・大森 宣暁 委員
小澤 富治 委員・神尾 敏雄 委員・橘川 透 委員・鈴木 剛 委員
高橋 正人 委員(代理出席 小口康弘 氏)・多賀谷 理 委員
竹渕 伸一 委員・根岸 ゆき子 委員・星野 和男 委員
譲原 弘明 委員(代理出席 山本昇平 氏)・渡辺 靖 委員
二宮町長・建設部長・民生部長・道路公園課主幹・事務局4名
都市計画コンサルタント3名

1. 開会（都市整備課長）

2. 委嘱状交付（省略）

3. 町長あいさつ

本日は、ご多忙の中、二宮町交通バリアフリー基本構想策定協議会にお集まりいただきありがとうございます。

二宮町では、駅前を中心とした整備につとめてまいりました。平成13年度の南北エスカレーターの整備、翌年の駅構内エスカレーターとエレベーターの整備、その後も南口広場電線共同溝と歩道の整備をさせていただきました。

駅前の整備は何より重要な課題のひとつであり、そのための新しい事業も考えられています。今後の整備に向け必要となります二宮町交通バリアフリー基本構想を皆様のご協力により、策定していただきたいと思っております。

どうぞ、よろしく申し上げます。

（挨拶後、町長退室）

4. 自己紹介（省略）

5. 会長の互選

選出方法を委員に問いかけたところ、「事務局一任」の声をいただいた。事務局案として、大森宣暁委員に会長職をお願いすることを提案したところ、全委員より賛同をいただいた。

ー以後、会長により議事進行ー

6. 副会長の互選

選出方法を委員に問いかけたところ、「事務局一任」の声をいただいた。事務局案として、小澤富治委員に副会長職をお願いすることを提案したところ、全委員より賛同をいただいた。

7. 議題

1) 協議会の開催に伴う公開について（事務局説明）

- ・ 今後の協議会の公開及び傍聴等について、内規を定めた。

（会長） 議題1について質問や意見はございますか。

無いようなので、原案のとおり内規として決定してよろしいでしょうか。

（全委員） 異議なし

（会長） それでは、議題1は原案のとおり決定し、本協議会は公開とします。

2) 交通バリアフリー法の概要について（事務局説明）

- ・ 交通バリアフリー法・バリアフリー新法の内容について説明。

—質疑応答—

（会長） 質問や意見はありますか。

なかなか複雑な法律なので、理解できない部分もあるかと思います。

基本的には、今回の基本構想の策定は平成12年の法律（交通バリアフリー法）に基づいて行い、駅を中心に交通のバリアフリー化を考えていくということになります。

3) 検討の目的と進め方について（事務局説明）

- ・ 「人にやさしいまちづくり整備計画書」の策定から10年以上経過し、時代の変化などに対応する必要性が生じた。また、昨年度には、北口駅前広場のあり方やレイアウトについての提言書が町長に提出された。このような状況の中で、二宮駅を中心とした地区で交通のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進することを目的に策定し、これまで進めてきた福祉のまちづくり及び駅周辺のバリアフリー化を一層推進していく。

—質疑応答—

（委員） この交通バリアフリーの計画の重点地域は駅の北口と考えてよろしいのでしょうか。ほかの場所は考えないのですか。

(事務局) 基本的には、「人にやさしいまちづくり整備計画書」に基づいていますので、駅周辺を考えています。今後、北口広場の整備を予定していますので、北口広場を中心に、まずそれに関するエリアの特定をし、交通のバリアフリー化ができる形を整えていきたいと考えております。

(委員) 今の話だと「人にやさしいまちづくり整備計画書」に基づいているということですが、北口が中心ですか。

(事務局) 駅の中で、エスカレーター的时间制限でご迷惑をかけている部分があったり、エレベーター設置の要望があったりします。どこまでできるかは別として、皆さんの意見や要望は本構想にできるだけ取り入れていきたいと考えております。今回は、エリア的な図面や北口広場のレイアウト図面を示しながら、ここをバリアフリー化してほしいといった具体的な議論もしていただければと思います。

(委員) 「人にやさしいまちづくり整備計画書」が基本になっているということによろしいですか。

(事務局) はい。

「人にやさしいまちづくり整備計画書」をご覧になったことがない方もいらっしゃるかと思いますので、今回は冊子を用意するか、必要な部分を抜粋した資料をお渡ししたいと思います。

4) 二宮町の概況について (事務局説明)

- ・ 高齢者の人口は年々増加している。
- ・ 鉄道・バスなどの交通機関についての説明。
- ・ 基本構想検討に先立ち実施した交通バリアフリー化に関するアンケート調査の概要についての説明。

— 質疑応答 —

質問・意見は特になし。

8. その他

(事務局) 第2回協議会についてですが、アンケート調査の分析結果、重点区域設定に使う図面、北口広場のレイアウト図面を利用し、今後の考え方や重点区域設定を議論していただき、方向性を決めていきたいと思っております。開催日時については、9月4日の午後1時30分からということでしょうか。

(全委員) 異議なし

(事務局) では、9月4日(月)の午後1時30分からとします。今回は、内容を提示し、意見をいただきながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

(委員) ワークショップの公募はいつから行うのですか。

(事務局) すでにホームページで行っています。駅や二宮町の施設を利用する方の意見をたくさんうかがいたいのです。人数は多ければ多いほうがよいので、皆さんからも関係の方々に声をかけていただきたいと思います。

(会長) ワークショップは協議会のメンバーにプラス公募の方、ということでやっていくのですか。

(事務局) 公募で集まった方々とこのメンバーで一緒にやっていくということです。

(委員) 第3回協議会と第1回ワークショップは同じ日に行うとのことですが、日程は未定ですか。

(事務局) 第2回協議会が9月4日ですので、第3回は9月下旬か10月上旬に行いたいと考えております。

今後の協議会では、将来像ができなければならないので、今のうちから、ここをこのようにバリアフリー化していきたいと、気づいた点をメモしておくなど、心がけていただけたら幸いです。

(委員) 北口広場のレイアウトはこの会の意見で変更することはできますか。

(事務局) 交通処理について警察とも検討した結果、このレイアウトが将来の二宮町にとって一番よいということになりましたので、基本的にはこのままでいきたいと考えています。小さな変更は、できる限り行っていきたいが、基本的にはこのままでいきたいと思っております。

(委員) では、ある程度の変更は可能なのですね。

(事務局) 小さな変更になります。

(委員) 歩道橋を変えることはできますか。

(事務局) それは今後の話し合いで進めていただけたらと思っております。

(誘導ヘルパー) この資料は、目が見える人の資料なので、視覚障害のある方には見えません。この場に、視覚障害のある方にもわかる資料があった方がよかったのではないかと思います。

(委員) この協議会に参加してほしいと言われたときに、目の見えない人にかかる資料作りは大変だと言ったら、大丈夫だと言われたのですが。

例えば、事前に資料を送るときに、テープに録音したものだとか、図面も立体コピーにして、触って北口ロータリーの概要がわかるようにしていただきましたか。

どのようなものができるのか、私にも理解できるような十分な説明はしていただけますか。

(事務局) 何らかのかたちで調整していきたいと思います。

(会長) 確かに、他の市町村の会議でも視覚障害者用の資料はなかったですね。

(委員) テキストファイルに落としたものを点字にする方法もあります。図は、細かいものは無理ですが、デフォルメすれば立体コピーできます。

(委員) CDかテープで読んでいただくのが一番いいです。音声が一番わかりやすいです。

交通バリアフリーではありませんが、これも一つのバリアフリーではないでしょうか。

(会長) どのようなやり方がよいのか事務局と相談します。

(委員) 構想が出来上がってからではなく、計画段階で障害者団体等の意見を聞いていただきたいです。

(会長) まさに本協議会はそのような団体の代表として、構想を作っていくというものです。

(事務局) ここに集まっている方々は代表なので、関係の方にワークショップにぜひ参加していただくよう声をかけていただき、一緒に考えていただければと思います。

(委員) 松葉杖や車椅子が必要な方もその場にいないかならないと思うので、そうしていただきたいです。

(会長) たしかに、この会にはたまたま車椅子の方はいらっしゃいませんね。車椅子の方のご意見もうかがいたいですね。

(事務局) ぜひ、ワークショップに参加していただきたいと思いますのでご相談ください。

(委員) バリアフリー新法ができれば、交通バリアフリー法は廃止になるのですか。それとも、両立していくということになるのですか。

(事務局) まだはっきりしていません。しかし、前のものがなくなるのではなく、バージョンアップしたとだけ思っていればいいです。

(委員) なぜ聞いたかという、町としては駅周辺を構想していくとのことですが、バージョンアップすると、前の法律での構想でどこまで対応できるのかと。新しい法律ができるのにその議論がなされないのはおかしいと思うので。

(会長) 新法は平成12年の交通バリアフリー法に新しい要素が加わるというかたちなので、まずは12年の法律を踏まえて。

(委員) 将来的にバージョンアップするという方向性がないのはいかがなものでしょうか。

(会長) 会としては、資料2の3ページ目にも記述がありますように、新法の考え方を踏まえてということで、認識を深めていただきたいと思います。

9. 閉会

- ・午後3時00分閉会。